

令和４年度第１回寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会会議要旨

１ 日時

令和４年７月１４日（木）午前９時３０分～午前１１時１５分

２ 場所

市役所本庁 議会棟４階 第一委員会室

３ 出席者

（委員）※敬称略

- ・学識経験者 ：上野山 裕士、新川 達郎
- ・寝屋川市議会議員：板東 敬治、村上 順一、福田 篤志
- ・公募による市民 ：辻 延江、水野 昌代、邨川 圭子
- ・寝屋川市職員 ：杉本 達也、木場 富士夫、三宅 章介

１１人

（事務局）

吉田次長、西村課長、長谷川、植村、佐藤

４ 次第

（１）委嘱状又は任命状の交付

（２）市長挨拶

（３）委員の紹介

（４）案件

ア 委員長及び副委員長の選出

イ 会議公開の可否

ウ 寝屋川市みんなのまち基本条例の検証方法

（５）その他

５ 会議要旨

（１）委嘱状又は任命状の交付 ～ （３）委員の紹介 省略

（４）案件

ア 委員長及び副委員長の選出

委員から学識経験者兩名を正副委員長に推薦する提案あり。

委員長に新川 達郎 委員が、

副委員長に上野山 裕士 委員が、それぞれ就任することで決定した。

イ 会議公開の可否

<確認した事項>

- ・会議は、「寝屋川市審議会等の設置、運営及び公開に関する指針」に基づき、公開とする。
- ・会議の傍聴は、「寝屋川市審議会等の傍聴に関する要綱」に基づき、取り扱うこととする。

ウ 寝屋川市みんなのまち基本条例の検証方法

(ア) 検証の流れについて

<確認した事項>

本委員会における検証は、行政及び市議会において作成した「検証報告書」を参考としつつ、委員会としての意見を取りまとめ、市長に提言することとする。

※ 事務局から「【資料4】寝屋川市みんなのまち基本条例検証報告書」、「【資料5】『寝屋川市みんなのまち基本条例』「第4章議会」の検証報告書」、「【資料6】若者未来カフェ報告書」の概要について説明を行った。

委員の意見、質問等

- 若者未来カフェの参加者は寝屋川市在住及び市外在住となっているが、参加者の意見で、寝屋川市ならではの特徴的な意見等があれば教えて欲しい。

《事務局からの回答》

参加者条件は、本条例の「市民」の定義である、市に住み、働き、学び、又は活動する方としており、市内外の方に参加いただいている。参加者からは、寝屋川市の施策、特に子育て世代向けの施策について、より積極的に推進していくべきである等の意見があった。

(イ) 検証の視点について

<確認した事項>

- 本委員会における検証の視点については、
- ・「社会情勢に適合しているか」

- ・「形骸化していないか」
 - ・「本市にふさわしいものであり続けているか」
 - ・「基本条例としてふさわしい規定となっているか」
- の4つを基本として、検証を行うこととする。

委員の意見、質問等

- 社会情勢には、本市の中核市移行、感染症や戦争など時期が明確なものがある一方で、DX（デジタル・トランスフォーメーション）など時期が不確定なものがある。また、SDGsなど概念そのものは古くからあり、その概念がある時期に存在感が増すということもある。これらを考えると、「社会情勢に適合しているか」はどのように捉えれば良いか。

《他の委員の意見》

本条例は、まちづくりの基本条例であり、理念を示す条例である。条例の在り方として、社会情勢における個別の問題というよりは、市政全体の問題への適合・対処が基本としてできているか、といったことを検証していくことがより肝要ではないか。

- 「本市にふさわしいものであり続けているか」は、何をもって「ふさわしい」とするのか。定義が不明確であり、視点として難しいのではないか。

《他の委員の意見》

寝屋川市が過去から積み上げ、受け継いできた文化や歴史、また地域のつながりなどを踏まえる中で、本市に適したものになっているか、といった視点で検討が必要ではないかと考える。

- 市議会の検証では「本市にふさわしいものであり続けているか」「基本条例としてふさわしい規定となっているか」の視点で検証することは難しく、「社会情勢に適合しているか」「形骸化していないか」を検証の視点としている。形骸化していることに気付かないようではいけないと考えている。

《他の委員の意見》

気付きを得るためには、みんなで意見を共有しながら考えることが

重要である。

- 「ふさわしい」は、寝屋川「らしさ」としても良いのではないか。

《他の委員の意見》

「ふさわしい」という言葉は、条例制定時の市民検討委員会において、未来の寝屋川市にふさわしい条例であってほしいという想いを表したものである。

- 4つの視点は提言書等作成の際に、記述（見える化）するのか。

《事務局からの回答》

「【資料9】みんなのまち基本条例の解説」33 ページに、条例の検証の視点を記載しており、公表しているところである。

- 本条例は自治基本条例であるものの、団体自治と市民自治の両方を包含する構成として制定された。他市では、市民自治のみの内容としていところもある。最近の自治基本条例の動向などから、この点に関し検証に際して配慮すべきことがあるか。

《他の委員の意見》

本条例においては、自治基本条例のような内容から検討が開始され、最終的に住民自治と団体自治の両面を包含する形となった。しかし、その内容は、一般的なものと大きく外れてはいない。

憲法に定める地方自治の本旨に基づいた考え方によりまちづくりを進めるもので、将来のまちづくりの理想を規定したものとなっている。

(ウ) 検証の進め方について

＜確認した事項＞

- ・1 条文ずつ確認、意見交換を行う。
- ・前文から条文の順番で検証を行う。
- ・検証に当たっては、事務局から該当する条文に係る行政・市議会の検証結果の説明を受け、意見交換を行った後、各条文を「変更する」又は「現状のままとする」などの判断を行う。

(エ) 時間配分について

＜確認した事項＞

会議回数については全 7 回を予定。第 2 回から第 5 回は各条文の具体的な検討を行い、第 6 回・第 7 回で提言内容の確認を行う。検証を行う条文の時間配分等は、委員長・副委員長が相談して決定する。

(オ) その他

委員の意見、質問等

- 現下において、新型コロナウイルスの感染拡大が懸念される。本委員会の性質上、書面での開催より対面での開催が望ましいと考える。

《事務局からの回答》

市における新型コロナウイルスへの対処等を踏まえて対応する。

- 本委員会での検証後のスケジュールについて

《事務局からの回答》

条例改正が必要となった場合、12 月～1 月頃にパブリック・コメント手続を進め、その後 3 月議会に条例改正案の付議を予定している。

(5) その他

＜確認した事項＞

- ・会議録は、「寝屋川市審議会等の設置、運営及び公開に関する指針」に基づき、公表とする。活発で忌憚のない意見交換を行うため、会議録に発言者名は記載しない。また、会議録は、委員長及び副委員長が確認後、市ホームページで公表することとする。
- ・委員会のスケジュールについては「【資料 2】寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会スケジュール」のとおりで、次回は 8 月 4 日(木) 午前 10 時から、議会棟 4 階第一委員会室で開催する。なお、第 6 回については、検証の進捗状況を踏まえ別途調整する。